

# 栗東市給水装置工事設計施工指針

# 新旧対照表

箇所	改定前	改定後
P4 (3) 量水器設置基準②	②直圧方式による共同住宅では、4個の公設量水器を個々に設置できることとする。ただし、給水管（引き込み管）は、1給水管とする。	②直圧方式による共同住宅では、1個の公設量水器を設置するものとする（親メーター方式）。
P4 (3) 量水器設置基準③	③5戸以上の公設量水器が設置されている既存の共同住宅等については、直ちに改善は求めないが、今後の建て替え等の施工時は上記の規定に合致する改善を行うものとする。	③2戸以上の公設量水器が設置されている既存の共同住宅等については、直ちに改善は求めないが、今後の建て替え等の施工時は上記の規定に合致する改善を行うものとする。